特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課及び徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
品川区は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
東京都品川区長

公表日
令和4年12月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課及び徴収に関する事務
	地方税法及び品川区特別区税条例に基づき、地方税の賦課・徴収に関する事務を行う。 （1）住民税賦課業務 【概要】 住民税とは、賦課期日（1月1日）現在、当区に居住する住民が地方公共団体に支払う税金である。住民及び各種関係機関から申告された課税資料に基づき、賦課決定・通知を行う。賦課決定においては、各種調査を行い、公正・公平な賦課決定・税額更正を行う。 【内容】 ①庁内システムより賦課期日(1月1日)時点の住民基本情報、生活保護情報を取得し、課税対象者情報を作成する。 ②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書）を収受し、職員または委託業者によって課税イメージ管理システムにてスキャン後、データ化し税システムへ登録する。 ③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書)を地方税ポータルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。 ④税システムへ登録した各種申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・寄附金申告特例通知書)情報を、課税対象者情報、申告書のスキャンデータ・疑似イメージと紐付ける。 ⑤課税対象者以外の各種申告書は、住所地の自治体へ紙またはデータ(国税連携システム)で回送する。 ⑥課税対象者情報と紐付いた各種申告書情報を基に、賦課計算を行う。 ⑦給与支払者より提出される特別徴収関連申告書(異動届出書・特別徴収への切替申告書等)を収受し、徴収区分の判定処理を行う。 ⑧庁内システムより連携される年金特別徴収情報(介護保険情報等)を基に、年金特別徴収の中止判定処理を行う。 ⑨年金支払者より連携される年金特別徴収情報(年金対象者情報、年金中止依頼とその結果等)を地方税ポータルセンタを経由して送受信し、年金特別徴収の判定処理を行う。 ⑩賦課計算結果、特別徴収・年金特別徴収の判定処理を基に、特別徴収の場合は特別徴収義務者へ税額決定通知書を送付するとともに審査システムにて通知データを送信する。普通徴収または年金特別徴収の場合は、納税義務者へ税額決定納税通知書を送付する。 ⑪課税対象者のうち住民登録外の者について、住所地の他自治体へ住民登録外課税通知書を送付する。 ⑫住民より提出される修正申告・減免申請等、または給与・年金支払者より提出される訂正申告や特別徴収関連申告書を収受し、随時、賦課更正・異動処理を行う。 ⑬賦課更正・異動処理結果を基に、納税義務者または給与・年金特別徴収義務者へ税額変更通知書を送付する。 ⑭課税対象者等からの申請に基づき各種証明書(納税・課税・非課税)を発行する。 ⑮当区で保有する扶養是正情報等を税務署へ送付する。 ⑯税務署が保有する法定調書情報(配当・利子等)を国税連携システムを通じて取得し、賦課判定処理を行う。 ⑰決定した住民税賦課情報を庁内他部署や情報提供ネットワークシステムへ連携する。 ⑱所得・扶養状況等を情報提供ネットワークシステムを通じて、他自治体等関係機関へ調査・照会・回答する。 ⑲納税通知書の返戻や住民登録外課税の調査、住所地の自治体への各種申告書回送、情報提供ネットワークシステムでの照会等の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。

②事務の概要	（2）軽自動車税（種別割）賦課業務 【概要】 軽自動車税(種別割)とは、賦課期日(4月1日)現在、当区に定置場を所有する義務者が支払う税金である。住民及び法人等からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。 【内容】 ①庁内システムより住民基本情報を取得する。 ②軽自動車所有者あるいは陸運支局・軽自動車検査協会より提出される軽自動車税(種別割)申告書を基に、当区内に定置場のある車両情報及びその所有者の管理を行う。 ③125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)登録申告書を基に、ナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行を行う。 ④125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)廃車申告書を基に、ナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行を行う。 ⑤賦課期日(4月1日）時点の車両情報に基づき、賦課計算を行う。 ⑥賦課計算結果を基に、納税義務者へ賦課決定及び納税通知書兼納付書を送付する。 ⑦他自治体で未廃車の所有者情報は、前所有者の自治体へ課税物件異動通知書を送付する。 ⑧盗難・譲渡等の情報を基に、課税保留の判定処理をする。 ⑨所有者より提出される修正申告等を基に、随時、車両情報の修正等を行う。 ⑩課税者等からの申請に基づき、納税証明書(一般用・車検用)を発行する。 ⑪納税義務者等より提出される減免申請書を基に、審査の上、減免決定通知書を送付する。 ⑫障害者・生活保護情報等を情報提供ネットワークを通じて、他自治体等関係機関へ調査・照会を行う。 ⑬納税通知の返戻等の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。 （3）収納管理業務 【概要】 収納管理業務とは、住民税賦課業務、軽自動車税(種別割)賦課業務より、賦課情報を引き継ぎ、納税者の収納情報を管理する。 【内容】 ①庁内システムより住民基本情報を取得する。 ②住民税システム・軽自動車税システムより最新の課税情報を取得する。 ③納税義務者より提出される口座振替申請書を基に、口座登録情報の管理を行う。 ④当区窓口あるいは各種収納機関より紙またはデータにて納付(納入)済情報を受領し、消込処理を行う。 ⑤消込情報と課税情報に過払いの差額が発生した際の、過誤納管理を行い、対象者へ還付・充当通知書を送付する。 ⑥還付対象者より提出される還付金請求書を受領後、還付支払データを作成し還付処理を行う。 ⑦納期限までに納付がない納税義務者へ督促状を送付する。 ⑧督促状送付者情報を、滞納整理業務へ連携する。 ⑨督促状等の返戻の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。 ⑩情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。 （4）滞納整理業務 【概要】 滞納整理業務とは、収納管理業務より、未納情報を引き継ぎ、滞納者情報ならびに処分の情報を管理する。 【内容】 ①庁内システムより住民基本情報、生活保護情報を取得する。 ②収納管理システムより督促状を送付した納税義務者及び特別徴収義務者の情報を取得する。 ③滞納者に対し、電話催告、文書催告、訪問等による納税交渉・徴収事務を行う。 ④滞納者と納税計画を作成し、分納計画や必要に応じて減免等の処理を行う。 ⑤納税交渉に応じない場合や、約束不履行があった場合、民間企業等へ財産調査等を行う。 ⑥差押可能な財産が判明した滞納者に対し、差押予告通知書や差押処分等の通知書を送付する。 ⑦差押執行後、財産を換価した配当金を未納額に充当し、滞納者へ通知書を送付する。 ⑧差押可能な財産が存在しない滞納者に対し、執行停止処分を行い、その旨通知する。 ⑨執行停止後、時効日を迎えた場合、不納欠損処理を行う。また、不納欠損情報を収納管理システムへ連携する。 ⑩差押通知書等の返戻の際、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて、最新住所地を照会する。

③システムの名称	(1)税システム (2)宛名システム (3)課税イメージ管理システム (4)地方税電子申告支援システム (5)審査システム (6)国税連携システム (7)団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) (8)中間サーバー (9)住民基本台帳ネットワークシステム (10)証明書発行サーバ (11)地方税共通納税システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1)住民税情報ファイル、(2)軽自動車税情報ファイル、(3)収納管理情報ファイル、(4)滞納整理情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表一の16の項 総務省令第五号第十六条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<照会>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項) <提供>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	品川区総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 品川区 総務部 税務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	7. と同じ

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書及び全項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)税システム (2)宛名システム (3)課税イメージ管理システム (4)地方税電子申告支援システム (5)審査システム (6)国税連携システム (7)団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) (8)中間サーバー (9)住民基本台帳ネットワークシステム	(1)税システム (2)宛名システム (3)課税イメージ管理システム (4)地方税電子申告支援システム (5)審査システム (6)国税連携システム (7)団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) (8)中間サーバー (9)住民基本台帳ネットワークシステム (10)証明書発行サーバ	事前	平成28年9月(予定)からコンビニ交付サービスの開始を予定。
平成31年2月1日	Ⅰ　関連情報5．評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	税務課長　黒田　肇暢	税務課長	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正。
平成31年2月1日	Ⅱ　しきい値判断項目1対象人数	平成27年6月12日時点	平成31年1月1日時点	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正。
平成31年2月1日	Ⅱ　しきい値判断項目2取扱者数	平成27年6月12日時点	平成31年1月1日時点	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正。
平成31年2月1日	Ⅳリスク対策	―	様式変更にともなう新規作成	事後	平成31年1月様式変更に伴う修正。
令和1年11月1日	表紙 公表日	平成31年2月1日	令和2年2月1日	事前	再評価に伴う修正。
令和1年11月1日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (1)住民税賦課業務	②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)を収受し、職員または委託業者によって課税イメージ管理システムにてスキャン後、データ化し税システムへ登録する。 ③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書)を地方税ポータルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。 ⑩賦課計算結果、特別徴収・年金特別徴収の判定処理を基に、特別徴収の場合は特別徴収義務者へ税額決定通知書を送付する。普通徴収または年金特別徴収の場合は、納税義務者へ税額決定納税通知書を送付する。	②住民や給与・年金支払者、他自治体より紙で提出される申告書(住民税申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書)を収受し、職員または委託業者によって課税イメージ管理システムにてスキャン後、データ化し税システムへ登録する。 ③税務署や給与・年金支払者、他自治体より電子データで送信される申告書(確定申告書・給与支払報告書・年金支払報告書・寄附金申告特例通知書)を地方税ポータルセンタ(国税連携システム・審査システム)を経由して受信し、職員または委託業者(地方税電子申告支援システム)によってデータ補正後、税システムへ登録、課税イメージ管理システムにて疑似イメージを生成する。 ⑩賦課計算結果、特別徴収・年金特別徴収の判定処理を基に、特別徴収の場合は特別徴収義務者へ税額決定通知書を送付するとともに審査システムにて通知データを送信する。普通徴収または年金特別徴収の場合は、納税義務者へ税額決定納税通知書を送付する。	事後	②③…平成27年4月より寄附金ワンストップ特例制度が創設されたことに伴い、申告書の種別に寄附金申告特例通知書を追記。 ⑩…平成28年度より特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の正本の電子送付が可能になったことに伴い、特別徴収税額通知書の送付方法に税額通知データ送信を追記。
令和1年11月1日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (2)軽自動車税賦課業務	(2)軽自動車税賦課業務 【概要】 軽自動車税とは、賦課期日(4月1日)現在、当区に定置場を所有する義務者が支払う税金である。 住民、住登外者、法人からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。 【内容】 ①庁内システムより住民基本情報を取得する。 ②軽自動車所有者あるいは陸運支局・軽自動車検査協会より提出される軽自動車税申告書を基に、当区内に定置場のある車両情報及びその所有者の管理を行う。 ③125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税登録申告書を基に、ナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行を行う。 ④125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税廃車申告書を基に、ナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行を行う。	(2)軽自動車税(種別割)賦課業務 【概要】 軽自動車税(種別割)とは、賦課期日(4月1日)現在、当区に定置場を所有する義務者が支払う税金である。 住民、住登外者、法人からの申告書に基づき、賦課決定・通知を行う。 【内容】 ①庁内システムより住民基本情報を取得する。 ②軽自動車所有者あるいは陸運支局・軽自動車検査協会より提出される軽自動車税(種別割)申告書を基に、当区内に定置場のある車両情報及びその所有者の管理を行う。 ③125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)登録申告書を基に、ナンバープレートの交付と標識交付証明書の発行を行う。 ④125CC以下の二輪車及び特殊車両等の所有者より提出される軽自動車税(種別割)廃車申告書を基に、ナンバープレートの返却受付と廃車申告受付書の発行を行う。	事後	令和元年10月より軽自動車税から軽自動車税(種別割)に名称変更されことに伴い、名称変更。
令和1年11月1日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(1)税システム (2)宛名システム (3)課税イメージ管理システム (4)地方税電子申告支援システム (5)審査システム (6)国税連携システム (7)団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) (8)中間サーバー (9)住民基本台帳ネットワークシステム (10)証明書発行サーバ	1)税システム (2)宛名システム (3)課税イメージ管理システム (4)地方税電子申告支援システム (5)審査システム (6)国税連携システム (7)団体内統合宛名システム(番号連携サーバ) (8)中間サーバー (9)住民基本台帳ネットワークシステム (10)証明書発行サーバ (11)地方税共通納税システム	事後	令和元年10月より地方税共通納税システムが稼働開始したため追加。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	Ⅰ　基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<提供>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	<提供>番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）	事後	番号法が改訂されたことに伴い、項目20、38、53、85の2を追加。
令和1年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	再評価に伴う修正。
令和1年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	再評価に伴う修正。
令和3年3月1日	表紙 公表日	令和2年2月1日	令和3年3月1日	事後	再提出に伴う修正。
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日　時点	令和3年2月1日　時点	事後	再提出に伴う修正。
令和3年3月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日　時点	令和3年2月1日　時点	事後	再提出に伴う修正。
令和4年11月1日	Ⅰ基本情報 1. 事務の内容 （3）収納管理業務		⑩情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。	事前	法改正に伴う修正 （情報照会項目の追加）
令和4年11月1日	Ⅰ基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正に伴う修正 （情報照会項目の追加）
令和4年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	再提出に伴う修正。
令和4年11月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	再提出に伴う修正。